

出羽国由利郡地頭由利維平をめぐって

—源頼朝政権と出羽国—

野口 実

はじめに

私は、さきに発表した拙論「治承・寿永内乱にともなう鎌倉勢力の鎮西進出について」^①において、治承・寿永内乱後、幕府が鎮西支配の担当者として配置した御家人の多くが、東国生え抜きの武士ではなく、京都の貴族社会に基盤を持つ吏僚系の武士たちであったことを再確認した。とすれば、空間的な対極に位置する奥羽ではどうだったのだろうか。

中世前期の東北地方史の研究をリードする入間田宣夫氏は、かつて「文治五年奥州合戦とそれに継起する大河兼任の乱の結果、奥羽の地はこれまでの主を失い無主の地となった。そこに新たな主として登場するのが関東の勢力である。これ以後、鎌倉時代を通じて、奥羽両国は関東の植民地ともいえるべき状態におかれることになったのである」と述べた。^②

その後、入間田氏は、自らの編になる『日本・東アジアの国家・地域・人間—歴史学と文化人類学の方法から—』^③

に収録した「陸奥国の案内者佐藤氏について」（以下に述べる入間田氏の所説は本稿による）において、奥州合戦・大河兼任の乱の後も在来の武士団が「国御家人」さもなくば「案内者」としてその勢力の実質を保持したことを明らかにして、かつての主張が「一面的かつ大げさな表現」であったことを認め、「若気のいたりであった」と反省の弁を記された。

しかし、平泉藤原氏滅亡後の奥羽が（野蠻な）東国武士団＝鎌倉幕府の植民地と化したという認識は、網野善彦氏の東国西国国家論^④とも共鳴するところがあったから、通説化し、長く中世前期の奥羽地方の歴史研究のあり方を規定したことは否めないであろう。

実は私自身も入間田氏の理解に基づいて、十一～十二世紀の奥羽の政治史に関心を持って研究を進めてきた。そして、近年の実証的な研究成果を踏まえれば、入間田氏の反省は当然のことであると思うし、むしろその対応には潔い誠実さを感じている。このことを含めて長年にわたる入間田氏の学恩には報謝を尽くしきれないものがある。

ただし、その一方で、入間田氏が反省の根拠とされた論文の中に、今度は逆の意味で実証的に検討を要する部分があることも指摘せざるを得ない。すなわち、氏が「国御家人として、社会的な位置づけを享受して、それなりの存在感を維持していた」と評価された出羽国の由利氏であるが、果たして、これを奥州合戦以前からの在地勢力と見ることができるのかという点である。

一 藤原泰衡の郎従「由利八郎」

入間田氏は、文治五年（一一八九）の奥州合戦後に奥羽に入部した新来勢力の「案内者」として在来勢力が存在

したことを明らかにし、その代表として留守氏の執事となった佐藤氏をとりあげたのであるが、その類例として紹介したのが由利氏であった。

入間田氏は『本荘市史』などによって由利氏に関する知見を述べ、その存在形態を分析しているが、さらにそれを簡条書きに整理しておこう。

- a 建治元年（一二七五）の「六条八幡宮造管用途支配注文」に出羽国御家人として「由利中八跡」が見える↓
由利氏は前代以来の在地勢力と見られる。
- b 由利八郎維平は奥州合戦で鎌倉方の捕虜になったが、臆することのない態度で所信を披瀝したことで頼朝を感心させた（『吾妻鏡』文治五年九月七日条）。
- c 建久元年（一一九〇）、大河兼任が反乱に立ち上がる際、由利中八維平に使者を派遣して、「古今間、報六親若夫婦怨敵之者、尋常事也、未有討主人敵之例、兼任独為始其例、所赴鎌倉也」と表明した（同 建久元年正月六日条）↓兼任はこの科白によって維平を味方に出来ると考えたからなのかもしれない。そこまで言えなくても、維平と兼任は以前から使者を交わすような関係にあったのではないか。
- d 維平は大河兼任の反乱に与することなく、鎌倉方として討死した（同 建久元年正月六日・十八・十九日条）↓彼は御家人に取り立てられるとともに由利郡地頭職にも補任されたらしい。
- e 由利郡地頭職は、維平から次の世代の維久に継承されたが、彼は和田合戦で北条泰時を射たという嫌疑をかかれて、この所職を没収され、大弐局に与えられた（同 建保元年五月五・七日条）。
- f 「六条八幡宮造管用途支配注文」に「由利中八跡」と記載がある。また、永仁七年（一二九九）に「由利孫五郎惟方跡」由利郡小友村が小早川定平に恩賞として給与されている（『鎌倉遺文』二〇〇二九号）↓その

後も、由利氏の在地勢力がまったく解消されてしまったわけではなく、その権益は郡内に根強く存続していた。

g 鎌倉末期、由利八郎頼久の世代にも、武蔵国本庄内や九州筑前国小中庄に由利氏の所領・所職が確認されている（『鎌倉遺文』二五一八一・二五七五〇号）↓本国以外にも所領を給与されていた。

これによると、出羽の在来勢力であった由利氏は文治五年の奥州合戦、翌年の大河兼任の乱後も鎌倉幕府の国御家人として存続し続けたことになろう。

しかし、その理解には大きな陥穽があった。入間田氏がbに示した「由利八郎維平」なる人物は存在しない。「維平」を諱とする者の仮名（輩号）はすべからず「中八」だからである。

『吾妻鏡』には、文治五年九月七日条に、藤原泰衡の郎従として「由利八郎」が登場して、平泉藤原氏の正当性を主張する見事な弁舌を披露する。頼朝はこれに感心はしたが、御家人に加えたりはしていない。そして、十三日条には、「由利八郎」がその勇敢さのゆえに「恩免に預」かったが、「但し兵具を聴されず」とある。すなわち、処刑は免れたけれども武装解除されて「武士」としての身分は奪われたのである。だとすれば、当然、所領も没収されたことであろう。したがって、dに示した「御家人に取り立てられるとともに由利郡地頭職にも補任されたらしい」という推測は全く成立しがたいことになる。

以上の考察から、大河兼任の乱に際して討死を遂げた「由利中八維平」は藤原泰衡の郎従の「由利八郎」とは別人ということになる。

二 伊豆以来の頼朝側近「中八維平」

それでは、「由利中八維平」とは何者なのか。『吾妻鏡』には、治承四年（一一八〇）八月二十日条に「中八惟平」が登場する。伊豆で挙兵した源頼朝が相模に進軍するに際して扈從した人々のリストの最後から三番目に「中八惟平」が所見するのである。目崎徳衛氏はこのリストの末尾に「中四郎惟重・中八維平・新藤次俊長・小中太光家」が一括して記されているのに注目し、彼らが中原氏・藤井氏という典型的な下級官人の家筋であることや、俊長と光家が後に政所の家主・知家事をつとめていることから、この四人が早くから流人頼朝に仕えていた吏僚的な存在であり、中四郎と中八が兄弟関係にあることを推測している。⁶⁾

つぎに彼が登場するのは、文治二年（一一八六）三月二十七日条に収められている「注進京留人々」と題する交名で、「ちうはち」と記されている。この交名は、北条時政が京都守護の任を離れるに際して、京都に残留させた御家人の名を記したもので、かつて奥富敬之氏は、ここにあげられた三十五名を北条時政の被官ととらえた。しかし、それは明らかな誤解であり、実はそれぞれが歴とした御家人で、しかも、その負わされた職務柄、畿内近国の事情に通じた存在であったことがうかがえるのである。奥富氏は、この交名に記された人名が「あつさの新大夫」とか「ないとうの四郎」などのように仮名書きであることから、彼らの身分を低いものと見てしまったのであろう。「ちうはち」も、正確には「中八」とされるべきであり、伊豆以来見知っていたはずの時政が、彼をこのメンバーに加えたのは、彼もまた京都政界や畿内の在地状況に通じた存在だったからであろう。⁶⁾このときは、伊豆挙兵後すでに五年半を経っていたから、中八維平もある程度の所領を与えられ、御家人として武的な奉仕も担うだけの実

力を身につけていたはずである。

そして、奥州合戦の後、「中八維平」の名は「由利」の名字を付されて『吾妻鏡』に現れることになる(c)。すなわち彼は、藤原泰衡の郎従であった「由利八郎」にかわって出羽国由利郡の支配を頼朝から委ねられたのである。戦後、小鹿嶋などの地を与えられた橘公業がその直後から『吾妻鏡』に「小鹿嶋橘公業」と表記されるようになるのと軌を一にして中八維平も「由利」の名字を冠して呼ばれるようになったのであろう。そう考えると、大河兼任が維平に自らの蜂起の意図を伝えた理由も理解できる。私は人間田氏(c)とは正反対に、これを兼任の頼朝に対する宣戦布告を側近の維平に委ねたものと考えたい。

最初に大河兼任拳兵の報が頼朝のもとにもたらされた時、由利中八維平は逐電したという情報も伝えられたが、頼朝はそれは誤りだろうと言い、結局頼朝の判断が正しかったという話が正月十八・十九日条に記されている。この記事は頼朝を称揚するためのフィクションであるかもしれないが、そう判断できるだけの関係を有していたことが前提とされるのであろうから、やはりこの維平は伊豆以来の頼朝側近に相違あるまい。

【『吾妻鏡』における由利八郎と由利中八の所見】(条・表記名・記事内容)

治承四年	八月 二十日	中八維平	頼朝の拳兵に際し伊豆から相模に扈從
養和元年	三月 六日	中八維平	伊勢国の大中臣能親より書状を受ける
文治二年	三月二十七日	ちうはち	北条時政の関東下向に際し京都に留まる
文治五年	九月 七日	由利八郎	泰衡郎従 捕虜となったが正論を述べる
	十三日	由利八郎	恩免されるが、兵具は許されず
	十二月二十四日	由利中八維平	物騒により奥州に発向
建久元年	正月 六日	由利中八維平	大河兼任より挑戦の使者を送られ、討死
	十八日	由利中八維平	頼朝、維平逐電の報を疑う
	十九日	中八	逐電は誤報と判明
	二十九日	維平	頼朝、維平を褒め、思慮のなさを悔やむ

これを泰衡郎従の由利「八郎」と混同したのは、前年の奥州合戦で八郎が鎌倉方にとらえられたときの発言が、封建社会において賞賛されるべき觀念に基づくものであり、そうした発言をする武士は死に至るまで主君に奉仕するものだという意識に近現代の歴史学者までが呪縛されていることによるのである。頼朝自身が「維平の所爲、賞翫すべきに似たりと雖も、大敵を請くるの日、聊か憶持無きか」(二十九日条)と評しているように、中世前期の価値観からすれば、その行動は決して全面的に肯定されるべきものではなかったのである。

三 奥州合戦直後、出羽国に配置された地頭たち

文治五年(一一八九)の奥州合戦に際して平泉藤原氏と運命を共にしなかった出羽の在地勢力は大河兼任の乱によって一掃されることになったのだが、その後頼朝は、平泉藤原氏の勢力の及んでいた出羽国内の新たな在地支配者として誰を配置したのだろうか。先行研究では大河兼任の乱後と一括して地頭の配置が示されることが一般だが、平泉藤原氏滅亡後から大河兼任挙兵までの間の段階での補任が確実なのは、秋田郡・小鹿嶋などの橘公業、平鹿郡の中四郎惟重、由利郡の中八維平、山本郡の中原親能、成島・屋代・寒河江庄などの大江(当時は中原)広元くらいであろう。ほかに大河兼任をはじめ、奥州合戦で平泉藤原氏に与しなかった在地勢力も存続した訳だが、いずれも新来勢力(郡・惣地頭)の下に編成されたはずである。

これらのうち、職業身分としての武士に属すると評価できるのは橘公業のみであり、ほかは吏僚系の貴族ないしは官人層(文士)で、橘公業を含めて、いずれも本来は京都を本拠地ないしは活動の場としていた存在であった。⁽⁸⁾ 前述のように中四郎惟重と中八維平は兄弟であつたらしい。遠藤巖氏は、中四郎惟重が鎌倉で仏事奉行をつとめ

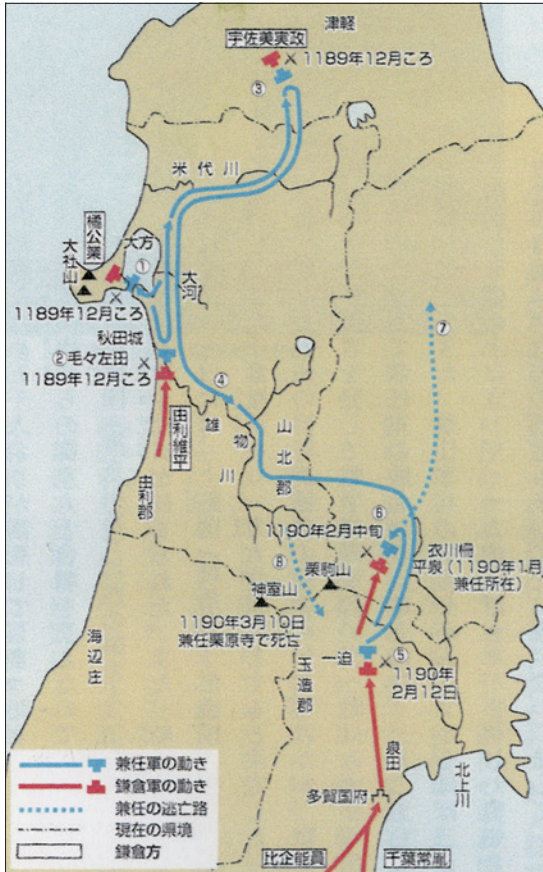
たり、太神宮祠官後胤として頼朝に祇候した大中臣頼隆と同一行動をとっていること、そして頼隆と惟重を父子とする可能性のある記述が『吾妻鏡』（北条本）に見えることから（治承四年八月二十三日条）、惟重の本姓を大中臣氏であったことを推定し、また、彼の娘が幕府学問所結番衆をつとめた学者肌の吏僚的御家人である松葉助宗と結婚し、やがて所生の惟泰が平賀郡地頭となつて平賀を名字とするようになったという見通しを示している⁹⁾。維平が伊勢国の大中臣能親から熊野山湛増の類従と号する者たちによる非法狼藉を知らせる書状を受けていることなどからも、これは是とすべきであらう。

【『吾妻鏡』における中四郎（惟重）の所見】（条・表記名・記事内容）

治承四年	八月 二十日	中四郎惟重	頼朝の拳兵に際し伊豆から相模に扈從
	二十三日	中四郎惟重	石橋山合戦で以仁王令旨を付した旗を持つ
	九月二十九日	中四郎惟重	葛西清重の許に遣わされ頼朝の命を伝える
寿永元年	二月 八日	中四郎維重	願書を携えた神主光倫に従い伊勢に進発
文治五年	七月 十九日	中四郎是重	平泉藤原氏追討の頼朝の軍に従う
建久四年	三月 十三日	中四郎惟重	後白河院一周忌の千僧供養で奉行をつとめる

大江（中原）広元は、言うまでもなく鎌倉幕府における京下り吏僚の代表格であり、中原親能がその兄で、中央貴族の源雅頼に祇候する存在であったことは周知の通りである。ここで注目しておきたいのは中原親能の猶子で、その代官として出羽に下つた能直（古庄左近将監）の動向である。能直は当時の東国武士には類例の見られない左近将監という官を帯しているから「京武者」的な存在と見なしてよいであらう。

建久元年（一一九〇）春に大河兼任が反乱を起こした際、鎌倉から三手に分かれて追討軍が発遣されたが、能直と宮六兼仗国平以下は現地に所領を持つことから、それとは別に首途したと『吾妻鏡』は記す。素直に読めば鎌倉からということになるが、正規の追討軍に加わらないというのはいかにも不自然であり、現地からの参戦の可能



大河兼任の乱における両軍の動き

(仙台市史編纂委員会編『仙台市史 通史編2 古代中世』
(2000年3月) p. 209所掲「大河兼任の乱関係図」を転載)

性も否定できない。

ちなみに、宮六兼仗国平は斎藤美盛の外甥で平家滅亡の後囚人となり、はじめ上総広常、ついで中原親能に召預けの身であったが、その勇敢さを見込んだ親能が能直の補佐役に任じたという人物で(『吾妻鏡』文治五年八月九日条)、兼仗の官を帯していることから、おそらく「京武者」で滝口を輩出した宮道氏の一族に連なる者であろう。⁽¹²⁾

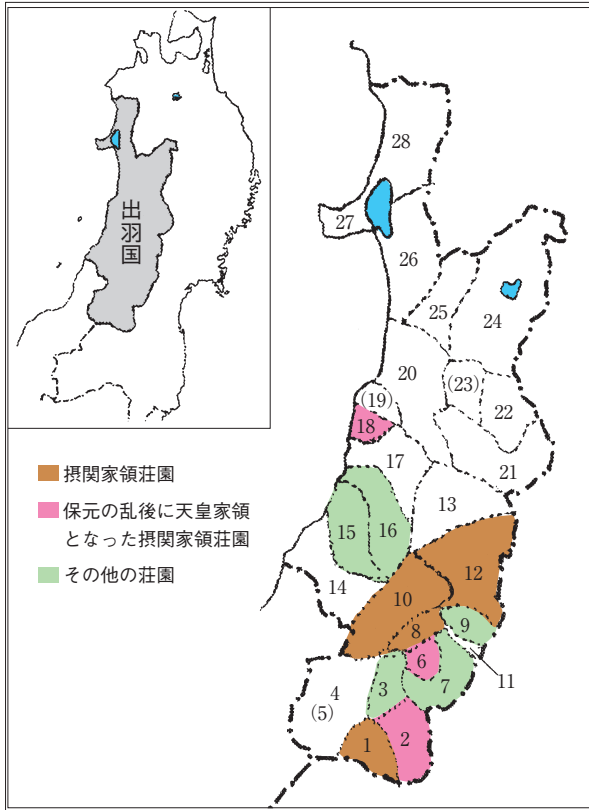
こうしてみると、平泉藤原氏滅亡直後の段階で、頼朝から出羽に所領を与えられたのは吏僚系の「文士」か元来「京武者」だった存在であり、彼らの基盤は東国ではなく京都にあったとみることが出来るのである。

四 大河兼任の乱後の幕府による対応

平泉藤原氏滅亡後、頼朝が出羽国に、このような文武にわたって京都に由縁のある人物を配置したのは、出羽を安定した支配下に置くには中央の官司や権門との連繋が不可欠だったからであろう。¹³この段階で当地方の軍事的支配の面で最も期待されたのは、文治元年に源義経が屋島合戦で勝利を得るための地ならしを担った橘公業であったと思われるが、¹⁴彼は、大河兼任の蜂起に際して、敗軍・逃走の憂き目を見ることがとなり、むしろ吏僚系の中八惟平が討死を遂げることとなった。乱後、下野国小野寺保を本拠地とする小野寺道綱が雄勝郡の地頭とされたのは、その対応といえるだろう。ただ、小野寺氏も東国武士とはいえ、相模の山内首藤氏や下野の那須氏同様、河内源氏と同盟的な軍事貴族から家人化した「京武者」首藤氏の一族であり、道綱の父の代に小野寺保に入部したばかりの下野においては比較的新来の武士であったから、生え抜きの東国武士とはいえない。¹⁵

ほかに、大河兼任の乱後までの段階で出羽に地頭職を与えられた（奥州合戦による恩賞の可能性もある）御家人としては、武藤氏・二階堂氏・安達氏・中条氏があげられるが、かれらもまた吏僚系であったり京武者あるいは東国に本拠を置きつつも在京活動の突出した武士団に属する者たちであった。¹⁶

大泉・成島両庄の地頭となった武藤資頼は、辞典類に「武蔵国の武士」とされていることがあるが、それは誤りで、¹⁷彼自身が近衛の故実に通じていたことや、父の頼平が藤原（二階堂）行政と共に鶴岡若宮仮宝殿造営事始の奉行をつとめたり、「大蔵丞」の官を帯して幕府政所の「令」に任じたことから明らかなように、吏僚系の「京武者」とみるべき存在である。¹⁸後に彼は筑前・豊前・肥前の守護をつとめ、嘉祿二年（一二二六）には筑後守に任じ、さ



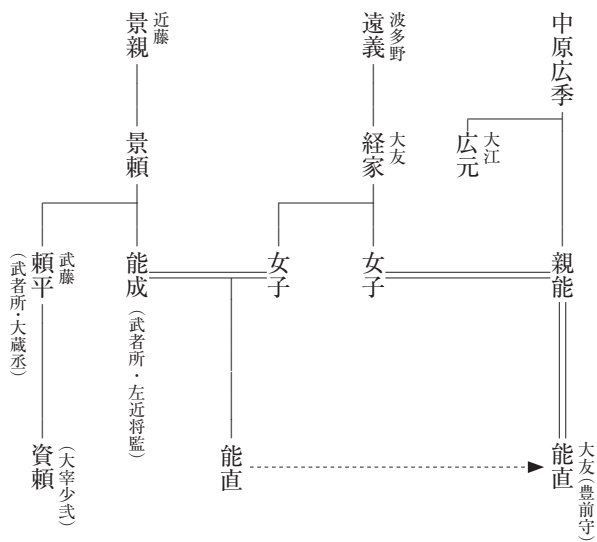
- | | | | |
|----------|--------|------------|-------|
| 1. 成島庄 | 大江長江氏 | 15. 大泉庄 | 武藤氏 |
| 2. 屋代庄 | 大江長江氏 | 16. 海辺庄 | |
| 3. 北条庄 | | 17. 飽海郡 | |
| 4. 置賜郡 | 大江長江氏 | 18. 遊佐庄 | |
| 5. (長井庄) | 大江長江氏 | 19. (竹島庄) | |
| 6. 大曾根庄 | 安達氏 | 20. 由利郡 | 由利氏 |
| 7. 大山庄 | | 21. 雄勝郡 | 小野寺氏 |
| 8. 山辺庄 | | 22. 平賀郡 | 松葉平賀氏 |
| 9. 成生庄 | 二階堂氏 | 23. (西平賀郡) | |
| 10. 寒河江庄 | 大江寒河江氏 | 24. 山本郡 | 中原氏 |
| 11. 最上郡 | | 25. 川辺郡 | |
| 12. 小田島庄 | 中条氏 | 26. 秋田郡 | 橘氏 |
| 13. 村山郡 | 佐々木氏 | 27. 小鹿嶋 | 橘氏 |
| 14. 田川郡 | | 28. 淳代郡 | |

出羽国の荘園と地頭の配置

(伊藤清郎「奥羽合戦と鎌倉幕府」所掲「地頭配置分布図」に『仙台市史 通史編2 古代中世』p.182所掲「奥羽両国の荘園」の情報を加えて作成)

らに大宰少弐を兼ねて、鎌倉幕府における北九州地域の広域行政官としての活躍を示したのである。¹⁹⁾ここで想起されるのは、山北三郡の物地頭中原親能の猶子大友能直もまた豊前・豊後・筑後の守護をつとめ、武藤資頼と同様に鎮西奉行に任じたとされていることである。²⁰⁾こうしてみると、出羽国は鎌倉幕府の鎮西支配の予行演習の場であったような観がある。しかも、この両者は左に示したように、頼朝政権における京下り吏僚の中核的存在ともいえるべき中原親能を介して縁戚関係で結ばれていたのであった。

中原・大友・武藤氏系図



(古沢恒平「豊後大友氏の出自とその親交圏」(『大分縣地方史』第二〇六号、二〇〇九年)・『尊卑分脉』などによる)

おわりに―頼朝政権の中核は「東国武士」にあらず―

私はかつて、源頼朝による鎌倉幕府の樹立を日本における唯一の主體的な革命的事件としてとらえ、その担い手となった東国武士の存在形態についての実証的な研究を課題としてきた。⁽²¹⁾しかし、そこで得られた成果に基づく、当初の認識とは逆に、従来いわれるような「貴族と武士」、「東国と京都（西国）」、「大地に根を下ろした中世武士と鉢植えの近世武士」などの対立の図式を相対化せざるをえないことになってしまった。⁽²²⁾わがことながら、あたかも「変節」とか「転向」を余儀なくされたような趣である。

近年の「武士論」では中世前期における地方武士の在京活動が盛んに取り上げられているけれども、私は、それは官司・権門への祇候や大番役勤仕といった制度によるばかりではなく、すでに彼ら（妻女も含めて）にとっては人生の階梯の中にあつては当然の日常的なものであつたのではないかとさえ考えるに至っている。⁽²⁴⁾ことほどさうに、当時の地方武士は京都に馴染んだ貴族的かつ都市的な存在だつたと思つのである。「由利八郎」と「由利中八維平」が別人ではないかという疑問が生じたのは、そうした地方武士に対する認識に基づくものである。常識的に考えるならば、流人頼朝の側近にいた武士身分にあるとは思えない「中八維平」が、まさか奥州合戦後の出羽に一郡の地頭として配されるとは思い至らないであらう。

ただし、これまでに『吾妻鏡』が「由利八郎」と「由利中八」を書き分けていることに注意を向けた研究者がいなかつたわけではない。鈴木登氏は、藤原泰衡の郎従の由利八郎と頼朝から由利郡の地頭に補任された由利中八維平が同一人物といえるのかどうか、地元の研究者の間でも議論のあつたことを紹介している。⁽²⁵⁾しかし、その当事者

の一人である新野直吉氏が「別人でも、その一族か後継者であろう」としたのにとどまり、源頼朝拳兵の頃、その周辺に「中八惟平」がいたことを見いだした塩谷順耳氏も、その姓（氏）である「中」に注目して、彼が他の地域で成長して何らかの理由で由利に入部したものと考えなければならず、ついに別人説には至らなかつたのであつた。⁽²⁷⁾

「中八」と「八郎」を同一人物とする見方が疑われなかつた理由の一つが、奥州合戦で捕縛された際の彼の弁舌にあつたであろうことは先述したが、やはり最大の理由は、地頭は武士、それも東国武士であることを当然視する研究者レベルの発した思い込みであると思う。入間田氏が実在しない「由利八郎惟平」を陸奥における佐藤氏のような「案内者」的存在として位置づけたことが、その思い込みをさらに補強することになつたことも否めない。総じて、鎌倉幕府を東国武士と在地の視点からのみ捉える理解からの演繹的な評価がこうした陥穽をもたらしただと思ふ。

ちなみに、由利八郎以前からの由利氏については、地元の自治体史に様々な伝承が紹介されている。⁽²⁸⁾しかし、その諱が中八惟平やその子孫たちの用いた通字である「維」であることなどからすると、これらの話は本来の伝承に「中八維平流」の系譜を結びつけて後世に創作されたものと見るべきものである。

最後に、冒頭に掲げた「内乱後、幕府が鎮西支配の担当者として配置した御家人の多くは吏僚系の武士たちであつたが、奥羽ではどうだったのか」という課題に対して、一定の見通しを述べておきたい。すなわち、第四章で述べたように、中原（大友）・武藤（少弐）など、鎮西と出羽に配置された御家人が共通することから、この両地域が鎌倉権力から統治対象として見た場合、共通する要素をもっていたとみられることである。陸奥では千葉氏や小山氏など伝統的な東国武士が多く、大河兼任の乱後、留守職に補された伊沢家景のように京都の有力権門への祇候歴を持つ吏僚系武士もあつた。⁽²⁹⁾奥羽は駿馬・砂金・鷲羽など、院（王家）・摂関家Ⅱ国家

最高の権力者が自らの威厳とそれを視覚化するための儀式を執行するための材料（「珍貨」）の供給地であった。⁽³⁰⁾ そうした点は鎮西と共通する。すでに院や摂関家の支配が進み、彼らとの利害の調整をはかりながら在地支配を進めるには、王朝権力の内情に精通した吏僚系の御家人の活躍が期待されたに違いない。鎌倉幕府の政務の多くが京下りの吏僚によって担われたように、その地方支配の担い手もまた、（一般に京・畿内と隔絶した存在と認識されているような）「東国武士」のみによるものではなかったことを再確認しておかなければならない。

注

- (1) 京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』第二八号、二〇一五年三月。
 - (2) 「鎌倉幕府と奥羽阿国」（小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八年四月）。
 - (3) 入間田宣夫先生還暦記念論集編集委員会、二〇〇二年三月。
 - (4) 網野善彦『東と西の語る日本の歴史』（講談社、一九九八年九月、初出一九八二年十一月）。
 - (5) 日崎徳衛「鎌倉幕府草創期の吏僚について」（同『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年二月、初出一九七四年）。ちなみに、「葛山家譜」（裾野市史 第二卷 資料編 古代・中世）の別冊付録「中世系図集」収録）には、北条時定の妻が維重の姉であったという記事が見える。
 - (6) 拙稿「北条時政の上洛」（京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』第二五号、二〇一二年三月）。
 - (7) 橋公業については、岩田慎平「小鹿島橋氏の治承・寿永内乱―鎌倉幕府成立史に寄せて―」（『紫苑』第八号、二〇一〇年三月）、拙稿「橋（小鹿島・橋薩摩）氏―移動する武士の典型―」（『本郷』第一三三号、二〇一七年十一月）を参照されたい。
- なお、「由利八郎」と「中八維平」が別人であることは、この拙稿の中ですでに指摘したところである。ただし、掲載誌が

一般対象のものであり、紙面も限られていたために、その詳細な論証は省略した。したがって、本稿はその補完の目的をたつ。

(8) 三好俊文氏は「鎌倉幕府の成立と東北」(七海雅人編『鎌倉幕府と東北』吉川弘文館、二〇一五年九月)において、出羽国には陸奥国に比較して文官系御家人が多いことを指摘している。

(9) 遠藤巖「平賀郡惣領職をめぐって」(半田市太郎教授退官記念会編『秋田地方史論集』みしま書房、一九八一年)。

(10) 山北三郡惣地頭としての中原親能については、遠藤巖「雄勝郡地頭小野寺氏」(『出羽路』第九二号、一九八八年二月)を参照されたい。

(11) 源雅頼については、浅見和彦「源雅頼小伝」(『國語と國文学』昭和五十四年九月号)を参照されたい。

(12) この時期の滝口については、米谷豊之祐「滝口武者考」(『院政期軍事・警察史拾遺』近代文藝社、一九九三年)を参照されたい。

(13) 伊藤清郎氏は、奥州合戦の後、国衙機構を温存して平泉体制を継承する方針を担い得る郡地頭として、橘氏や中原氏のよ
うな史僚的な武士が求められたことを指摘した遠藤巖氏の所説を紹介している(『奥羽合戦と鎌倉幕府』伊藤清郎・山口博
之編『中世出羽の領主と城館』高志書院、二〇〇二年二月)。

(14) この点については、野中寛文「讃岐武士団の成立」(『四国中世研究』創刊号、一九九〇年十二月)・同「讃岐武士団の
発生と源平合戦」(『新香川風土記刊行会編『新香川風土記』一九八二年十月)を参照されたい。

(15) 雄勝郡地頭小野寺氏については、遠藤巖「雄勝郡地頭小野寺氏」、首藤氏の成立や河内源氏との関係については、拙著『坂
東武士団の成立と発展』(戎光祥出版、二〇一三年十一月、初出は一九八二年十二月)・同「伝説の將軍 藤原秀郷」(吉川
弘文館、二〇〇一年)および元木泰雄「武士の成立」(吉川弘文館、一九九四年八月)を参照されたい。

- (16) 武藤氏については、拙稿「治承・寿永内乱にともなう鎌倉勢力の鎮西進出について」、二階堂氏については、山本みなみ「鎌倉幕府成立期における文士―二階堂氏を中心に―」（『紫苑』第八号、二〇一〇年三月）、安達氏については、金澤正大「鎌倉幕府成立期に於ける武蔵国々衛支配をめぐる公文所寄人足立右馬允遠元の史的意義」（同「鎌倉幕府成立期の東国武士団」岩田書院、二〇一八年九月、初出は一九七九年五月）・拙稿「流人の周辺―源頼朝拳兵再考―」（拙著『中世東国武士団の研究』高科書店、一九九四年十二月、初出は一九八九年四月）、中条氏については、吉井功兒「小野系中条氏研究へのアプローチ―鎌倉・南北朝期を通して―」（『ヒストリア』第一一八号、一九八八年三月）・牧野あき沙「瑞林寺地藏菩薩坐像の銘文と仏師康慶」（跡見学園女子大学『美学美術史学科報』第二八号、二〇〇〇年三月）を参照されたい。
- (17) たとえば、『国史大辞典』第七卷（吉川弘文館、一九八六年十一月）の「少弐資頼」の項（川添昭二氏執筆）。
- (18) 日崎徳衛「鎌倉幕府草創期の吏僚について」。
- (19) 川添昭二「鎌倉時代の筑前守護」（同『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出一九七一年）。
- (20) 石井進『日本中世国家史の研究』（岩波書店、一九七〇年七月）。
- (21) 拙著『坂東武士団の成立と発展』（弘生書林、一九八二年十二月）など。
- (22) 拙著『列島を翔ける平安武士』（吉川弘文館、二〇一七年四月）など。
- (23) 須藤聡「平安末期清和源氏義国流の在京活動」（『群馬歴史民俗』第一六号、一九九五年三月）・伊藤瑠美「11〜12世紀における武士の存在形態―清和源氏重宗流を題材に―（上）（下）」（『古代文化』第五六卷）第八・九号、二〇〇四年八・九月・長村祥知『中世公武関係と承久の乱』（吉川弘文館、二〇一五年十二月）など。
- (24) 拙稿「寒河尼と小山三兄弟」（『日本歴史』第七九八号、二〇一四年十一月）。
- (25) 鈴木登「鎌倉期出羽国由利地方の地頭について」（『秋大史学』第二五号、一九七八年九月）。

(26) 新野直吉『古代東北の覇者 史実の中の安倍・清原・藤原氏』（中央公論社、一九七四年三月）。

(27) 塩谷順耳「由利中八維平」（同『秋田地方史の諸問題―中世から近世へ―』書肆えん、二〇一六年八月）。

(28) 鈴木登「鎌倉期出羽国由利地方の地頭について」に『豊田郷土史』（昭和八年）・『由利町史』（昭和四五年）・『仁賀保町史』（昭和四七年）などにおける記述が紹介されている。

(29) 七海雅人「留守氏と『奥州余目記録』」（峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論 下巻』高志書院、二〇〇七年十月）。

(30) 齊藤仁「中世成立期の出羽国」（『中世出羽の領主と城館』）参照。

〔付記〕 執筆にあたり、高野山大学助教坂口太郎氏より、先行研究に関する多くの資料を提供して頂いた。記して謝意を表したい。なお、本稿は京都女子大学宗教・文化研究所における研究（研究課題「日本中世社会における宗教者の政治・文化的環境に関する研究」）の平成二九年度における成果の一部である。

〈キーワード〉

鎌倉幕府 出羽国 奥州合戦 大河兼任の乱 吏僚系武士